



妻有郷セーフティメール

発行 十日町警察署 十日町地区安全運転管理者部会 TEL 025-757-6055 FAX 025-757-6385

事務局 十日町交通センター 〒948-0051 十日町市寿町1-1-2 <http://www.tokamachi-ankyō.or.jp/>

交通安全テストの解答 ○そのとおり。歩道通行の際、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。【法第63条の4第2項】

運転中のマナーアップ運動 6月1日(木)~30日(金)

各事業所へお願い

- 運動期間中、必ず、のぼり旗を掲出して下さい！
- 朝礼等を活用して、従業員へ重点の周知をお願いします！
- 運動期間中、事業所で独自に取り組んだ活動を、別紙にてご報告下さい。



- 重点**
- 横断歩道における歩行者の保護と確実な停止
 - 安全速度の励行と適正な車間距離の保持
 - 後部座席を含めたシートベルト着用の徹底
 - 運転中の携帯電話等の使用禁止

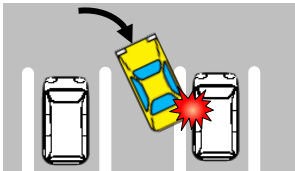
管内安管事故ゼロを目指すも、すでに2件発生

これ以上、管内の安管事業所から交通事故を発生させないためにも、管内安管事業所が一体となって運転マナーを向上させましょう！

CASE STUDY 管内でこんな事故が発生しています！

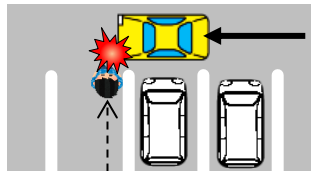
駐車場事故が多く発生

(買い物客が多い夕方、昼頃は特に多い)



どんな事故？

バック駐車中に、駐車車両と接触した。



どんな事故？

駐車車両の死角から現れた歩行者と衝突した。

<事故から得られる教訓>

交差する通路や駐車車両の脇から、通行車両や歩行者が出てくるかもしれない…と、「かもしれない運転」に努めましょう！

県会費・部会費 ~納入についてのお願い~

口座引落

令和5年6月20日(火)

(銀行振込事業所：納期限 6月20日)

(班長による集金：4班・13班・14班)

請求書は、6月9日の評議員会後に「令和4年度事業報告、収入支出決算書」と併せて発送します。お届け口座の残高確認をお願い致します。

「訪日外国人に対する広報啓発動画」について



新潟県警察ホームページの「外国語ページについて」という項目で、訪日外国人が日本で遵守すべき交通ルールや、運転の方法、外国人に多い事故等について、6か国語(英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ベトナム語)の説明動画を視聴できます。

外国人を雇用している事業所の管理者は、交通安全教育の一環として閲覧・活用してはいかがでしょうか。

管内交通事故発生状況(人身事故) (5月17日現在)

発生件数 16件 (+1件)

死者数 0名 (±0名)

負傷者数 19名 (+3名) ()は昨年比

再確認!!
交通安全テスト

問 自転車利用時、自転車通行可の歩道を通行している際は、歩行者の通行を妨げてはならない。

早めのライト!

6月のおすすめ
ライト点灯時刻

18:30
日没30分前が目安

⇒解答は左上にあります。

○か×で答えてください

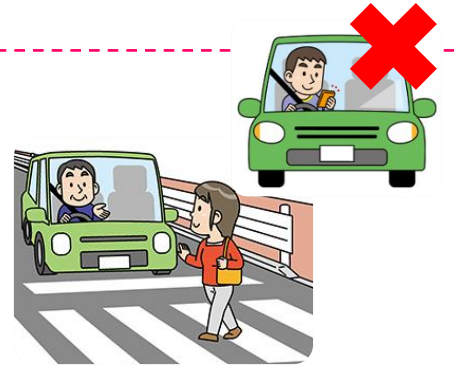
6月1日(木)～6月30日(金)

運転中の「マナーアップ」運動

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ることを目的とした運動です。

《運動の重点》

- 横断歩道における歩行者の保護と確実な停止
- 安全速度の励行と適正な車間距離の保持
- 後部座席を含めたシートベルト着用の徹底
- 運転中の携帯電話等の使用禁止



マナーアップ運動期間中、事業所で取り組んだ活動を報告してください(7月10日(月)まで)。

事業所名			
従業員数	人	車両台数	台
<活動内容>			

具体的活動例

- ① のぼり旗や交通事故抑止ポスターや看板等掲示
- ② 朝礼等を通して従業員へ安全運転の呼びかけ
- ③ 安全運転宣言書の署名活動
- ④ 安全運転講習会の実施
- ⑤ 日々の危険な体験を共有する会議の実施

※ FAX または E メールでご報告ください。

FAX : 025-757-6385

E-mail: tokamachi-ankyo@hop.ocn.ne.jp

十日町地区安全運転管理者部会